第 281 回官民競争入札等監理委員会 官民競争入札等監理委員会運営規則第 3 条に基づく書面による議事結果

官民競争入札等監理委員会(以下、「本委員会」という。)に付議された次の事業について、本委員会運営規則第3条に基づき書面による議事を行ったところ、過半数の委員より異存はない旨回答を得たため、その旨、本委員会としての議決に代えることとした。

○評価(案)について

- (1)「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」(平成26年3月19日官民競争入札等監理委員会)に基づき、終了プロセスへの移行を了承することとし、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年6月2日法律第51号)の対象から外し、今後実施府省等の責任において入札・契約を行うこととした事業。
 - ・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構/地層処分研究開発に関連する核種移行 試験等に係る業務
 - ・(独) 地域医療機能推進機構/うつのみや病院入院患者及び付属介護老人保健施設利用者等の給食業務委託
 - 厚生労働省/刑務所出所者等就労支援事業

(2) 引き続き民間競争入札を実施するとされた事業

- 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構/個人被ばく管理に係る業務
- ・国立研究開発法人科学技術振興機構/国立研究開発法人科学技術振興機構の外国人研究者宿舎生活サポート等業務
- ・環境省/国民公園(京都御苑)の維持管理業務

以上